

# ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に製造・販売される、新薬と同じ有効成分を同一量含み、同様の効能・効果を持つ医薬品のことです。開発にかかる期間や費用を大幅に抑えられることにより、先発医薬品よりも値段が安くなっています。

例えば  
糖尿病の  
場合



先発医薬品A

1錠140円を  
1日1錠1年間服用すると

15,330円(3割負担)

ジェネリック医薬品B

1錠30円に変更すると

3,285円(3割負担)

年間で**12,045円**負担が減ります!

ジェネリック医薬品の活用は、皆さまの負担を軽くするだけでなく、医療費抑制にも貢献します。医療費の患者負担は2・3割ですが、残りの7・8割は健康保険組合が負担しており、医療費は皆さまの保険料で支払われています。当健康保険組合のジェネリック医薬品使用率は70.5% (平成29年3月時点) ですが、ジェネリック医薬品をもっと活用することで、自己負担の軽減だけでなく、医療保険財政の悪化やそれに伴う健康保険料の上昇を抑えることにも繋がるのです。

安い薬は効果や  
安全性が不安…

ジェネリック医薬品に  
変更するにはどうすれば  
いいかわからない…

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目があります。有効性、安全性、品質について国(厚生労働省)が厳格な審査のうえ承認しています。

病院の先生や受付、薬局で口頭で伝える、または「ジェネリック医薬品お願いシール」を貼った保険証を提示するだけで大丈夫です。

※処方せんの「変更不可」の欄にチェックがある場合は、ジェネリック医薬品に変更できません。



当健康保険組合では、ジェネリック医薬品に変更すると薬代が安くなる方へ「ジェネリック医薬品のお知らせ(お願いカード付)」を送りしています。今年度は7月と翌年1月にご自宅へお送りいたしますので、ご協力お願いいたします。